保育所・幼稚園・認定こども園・認可外保育施設等の入園（利用）及び認定手続について　R8.9 作成

	利用または助成を希望する施設・事業	入園（利用）・認定手続先	認定種別 ★は就労などの保育の必要性が必要	無償化・大和市からの助成の主な内容
①保育所等	認可保育所 地域型保育事業（小規模保育事業など） 認定こども園（保育所機能部分）	大和市ほいく課 ※申込期日は教育・保育施設等利用ガイドをご確認いただくか、大和市ほいく課にお問い合わせください。 申込手続と認定手続は、同時に行うことが可能です。	**２号認定**★満３～５歳 **３号認定**★０～２歳 標　準：11 時間 短時間：８時間	3～5 歳クラス：保育料無償化 0～2 歳クラス：市町村民税の所得割額による利用者負担額あり 市民税非課税世帯等の場合、保育料無償化
②幼稚園等	認定こども園（幼稚園機能部分）	幼稚園・認定こども園 ※入園手続の〆切等は幼稚園・認定こども園にご確認ください。 入園日の前月 20 日までに別途大和市ほいく課に認定手続が必要です。	**１号認定**※満３～５歳 標　準：４時間	保育料無償化
	新制度幼稚園			
	私学助成幼稚園		**新１号認定**※満３～５歳	月額 28,000 円☆を上限に助成
	認定こども園（幼稚園機能部分）、新制度幼稚園、私学助成幼稚園で行われる預かり保育事業	幼稚園・認定こども園 ※利用手続の〆切等は幼稚園・認定こども園にご確認ください。 預かり保育利用料の無償化を希望する場合、認定開始希望日の前月 20 日までに別途大和市ほいく課に認定手続が必要です。	**新２号認定**★３～５歳 **新３号認定**★満３歳	3～5 歳クラス：日額 490 円☆、月額 12,300 円☆を上限に助成 満 3 歳クラス：日額 490 円☆、月額 17,700 円☆を上限に助成 市民税非課税世帯等の場合のみ ※幼稚園・認定こども園の運営状況により、認可外保育施設等を併用した際の利用料が対象となる場合があります。
③認可外保育施設等	企業主導型保育事業（地域枠のみ）	企業主導型保育事業 ※入園手続の〆切等は企業主導型保育事業にご確認ください。 入園日の前月 20 日までに別途大和市ほいく課に認定手続が必要です。	**２号認定**★満３～５歳 **３号認定**★０～２歳 標　準：11 時間 短時間：８時間	企業主導型保育事業にご確認ください。
	大和市認定保育施設 認可外保育施設 一時預かり事業 ファミリーサポートセンター事業 病児保育事業	各施設 ※入園・利用手続の〆切等は各施設にご確認ください。 入園日・認定開始希望日の前月 20 日までに別途大和市ほいく課に認定手続が必要です。	**新２号認定**★３～５歳 **新３号認定**★０～２歳	3～5 歳クラス：月額 40,300 円☆を上限に助成 0～2 歳クラス：月額 45,700 円☆を上限に助成 市民税非課税世帯等の場合のみ

※認定種別はそれぞれ次の内容を表しています。

１号認定：子ども・子育て支援法第 19 条第１号　　２号認定：子ども・子育て支援法第 19 条第２号　　３号認定：子ども・子育て支援法第 19 条第３号

新１号認定：子ども・子育て支援法第 30 条の４第１号　　新２号認定：子ども・子育て支援法第 30 条の４第２号　　新３号認定：子ども・子育て支援法第 30 条の４第３号

※**認定種別が異なる場合は、それぞれ認定手続が必要**です。認定要件の詳細は、「教育・保育施設等利用ガイド」「幼稚園利用ガイド」でご確認ください。

※市民税非課税世帯等は、市民税非課税（均等割・所得割ともに非課税）世帯、生活保護世帯、里親またはファミリーホームに委託されている場合のいずれかに該当する世帯です。

※利用する施設を変更する場合には、上記とは別に手続が必要な場合がありますので、大和市ほいく課にお問い合わせください。

☆令和 8 年 9 月 30 日までの利用分については、大和市から助成する上限額は次のとおりです。

月額 28,000 円⇒月額 25,700 円、日額 490 円⇒日額 450 円、月額 12,300 円⇒月額 11,300 円、月額 17,700 円⇒月額 16,300 円、月額 40,300 円⇒月額 37,000 円、月額 45,700 円⇒月額 42,000 円

〇問合せ先〇

保育所等の申込・利用調整・一時預かりの利用に関すること	：	大和市 ほいく課 利用調整係	046-260-5607
認定手続（１～３号認定・新１～３号認定）に関すること	：	大和市 ほいく課 認定管理係	046-260-5628